

経営者会報

2006
September
No.634

9

オーナーだけが読む“究極のプレーン”



特集

新規事業を成功させる社長学

特別対談

歴史から学ぶ「名将の法則」

作家 安部龍太郎 VS 東洋パーツ会長 小菅一憲

特別記事

会社の明日を決める
「正しい会議」

緊急企画 ゼロ金利解除

金利上昇は確実、中小企業が打つ手は

いま話題の「日本版SOX法」

どんな法律か? その影響は?

グリプスホルム城

いま話題の「日本版SOX法」 どんな法律か？ その影響は？

ISO・マスターズ代表取締役 萩原睦幸

上場企業を対象とした「日本版SOX法」が注目を集めている。この法律は、企業の財務情報の適切性や透明化を狙ったものだが、対象となる企業にとっては、いままで以上に「内部統制」の強化が求められることになる。そこでここでは、日本版SOX法の導入の経緯から概要、対象企業の対応策などについて解説する。



通称「日本版SOX法」と呼ばれる法律が、最近にわかに注目を浴びている。正式には「証券取引法」の一部が改正されたもので、今通常国会で審議され、本年六月に成立した。

エンロン事件や ワールドコム事件が契機

さて、わが国のこの法律のもととなっているのが、米国のSOX法である。これは、企業改革を狙った法律で、上院議員のサーベンス氏と下院議員のオクスリー氏の名前をとって、サーベンス・オクスリー法すなわちSOX法と呼ばれている。成立は、二〇〇二年七月である。

二〇〇一～二〇〇二年当時、米国では「エンロン事件」や「ワールドコム事件」のような大きな企業の不祥事が相次いで起きていた。それを防ぐ目的で、急遽つくられたという背景がある。

エンロンは、エネルギーの先物取引で急成長した会社であったが、二〇〇一年ごろから米国景気が急速に後退して原油価格

が下落、それによって損失が膨らんだことから、三〇〇〇社を超える子会社から利益を付け替えるという経理操作を行なった。実際には、多額の赤字であるにも関わらず、黒字として決算を粉飾したのだ。

エンロン事件から一年数か月後のこと。今度は、インターネットブームの寵児ともてはやされたワールドコムが破綻した。こちらもやはり、粉飾決算により四〇億ドルもの利益を捏造していた。本来、経費として処理すべきところを、設備投資の資本勘定に計上していたのだ。

さらに、米国の不祥事を引き起こした企業に関与した各々の公認会計士が、本来、公平な立場で企業の財務を監査する使命があるにも関わらず、いわば企業と癒着し、粉飾決算に積極的に加担していたという事実が明るみに出た。エンロンの会計を担当していたのは、米国最大の会計事務所アーサー・アンダーセンであったが、不正発覚前に関係資料をシュレッダーで粉砕するよう指示していたのだ。

会計事務所報酬は、監査を

時間単位で請け負っているために、一度に多くの収入が見込まれない。そこで最近では、監査業務とは別に財務コンサルティング業務に進出し、多額の副収入を得ている。その結果、本来独立した立場にあるはずの監査チームとコンサルティングチームが、同じ事務所同居することもあり、これでは監査の公平性が保てるわけではない。

しかも、報酬は監査先そのものから得ているので、どうしても監査は甘くなってしまう。したがって、現状のやり方を継続する限り、監査の独立・公平性は維持されず、いつそのこと公的機関が監査する方式にでも変えなければ、この問題は解決できないのではないかと、という議論も起きている。

COSSOの フレームワークとは

米国で成立したSOX法は、一九八〇年代に組織された米国の民間団体であるCOSSO (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway

Commission) トレッドウェイ委員会支援組織委員会) の考え方がベースになっている。一九九四年には「COSSOレポート」が公表されたが、中核をなす内部統制は三つの目的と五つの要素で構成されている。すなわち目的は、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③法規制の遵守の三つ、要素としては、①統制環境、②リスク評価、③統制活動、④情報と伝達、⑤監視活動の五つである。

また、COSSOは二〇〇四年にERMフレームワーク(Enterprise Risk Management-Integrated Framework)も公表している。これは、前もってリスクを分析し、できるだけ被害を最小限に食い止めるという企業のリスク管理に焦点をあてた枠組みのことである。

現代の企業活動には、環境、品質、安全、財務など、さまざまなリスクが存在する。従来はそれらのリスクに個別に対応していたが、このERMフレームワークは、リスクを総合的にとらえ、「リスクの最適管理」を行なうという考え方である。

このERMフレームワークにより、明確な経営戦略をもち、全社的に経営資源を適切に配分することにより、さまざまなリスクを回避できるのである。

日本版SOX法とは どんな法律か

さて、米国のSOX法にしろ、金融庁を中心に制定されたいわゆる「日本版SOX法」とはどのような法律か。

実はこの法律は、「証券取引法」の一部の改正がそれにあたると。そのなかの第二四條の四の四では、従来の有価証券報告書に加え、内部統制報告書と添付書類などの提出が義務づけられた。ということ、必然的に企業内に内部統制の仕組みの構築が要求されるのだ。

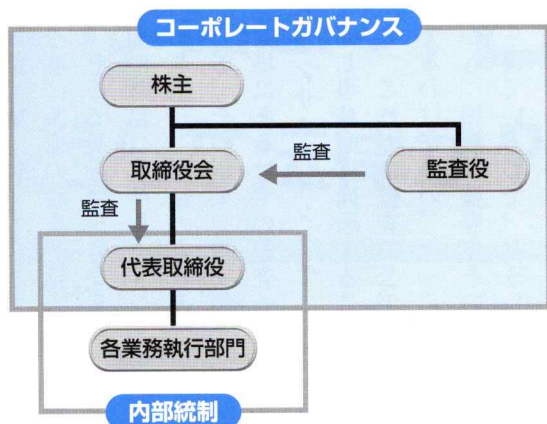
また、米国のSOX法との違いは、日本版SOX法の仕組みは「ITをベース」に構築することが要求されていること。そして、この法律の主旨は、もとも財務報告の健全性を目指したもののだが、一方では、事業活動の有効性や効率性も目的とし

て挙がっている。

法律自体は、基本的な大枠しか記載されていないので、何をどのようにすれば内部統制の仕組みがつくれるかは、法律の下位に位置づけられる「基準」および「実施基準」を参照することでおおむね理解できる。

昨年一二月に発表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」によれば、一部「内部統制の基本的枠組み」、二部「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」、三部「財務報告に係る内部統制の監査」の三部構成になっている。たとえば、一部では、内部統制の目的や基本的な要素、資産の保全、ITへの対応などであり、二部では財務報告の範囲や評価範囲や基準の設定、IT・受託業務の評価などが、三部では評価範囲の妥当性、内部統制の欠陥や不正の報告、監査人の独立性や報告などが要求されている。また、仕組みの構築で見逃せないのが、コーポレートガバナンスとの関連だ。これは「企業統治」といわれ、内部統制の上位概念であり、「株主から経営

■コーポレートガバナンスと内部統制



を任された経営執行責任者が、会社の目的を達成するための仕組み」のこと。一方、内部統制は、「企業内において、違法行為や不正が行なわれることなく組織が有効かつ効率的に運用されるよう、各業務で所定の基準や手続きを定め、それに従い管理する」ことをいい、コーポレートガバナンスの枠組みのなかで、より具体化された組織の管理・運営手法のことである。

ここでは基準や手続きを定める際には、すでにISOのシステムを導入している企業ならば、一から出直すのではなく、

日本版SOX法の概要とは

この仕組みを活用したらよい。つまり、現状のISOのシステムを、違法性や不正がないか、という観点から見直し、かつリスク評価するとともに、そこを重点的に管理する仕組みを構築すればよいのだ。

では次に、日本版SOX法の概要を見ていきたい。

1 内部統制の基本的枠組み

内部統制とは、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、の四つの目的を達成するために、業務に組み込まれ組織内のすべての者により遂行されるプロセス、と定義されている。そして、それを実現するための主要要素として、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤

モニタリング、⑥ITへの対応の六つが挙げられている。米国のSOX法をモデルにしているが、日本版では目的に「資産の保全」を、また要素では「ITへの対応」を一つずつ追加している。

上記の内部統制の四つの目的は、相互に関連をもっており、企業等は、内部統制を整備・運用することにより、四つの目的を達成していくことになる。経営者は、自社のすべての活動および社内すべての従業員等の行動を把握することは困難であり、それに代わって、企業内に有効な内部統制のシステムを整備・運用することにより、財務報告における記載内容の適正性を担保することとなる。

その際には、ITガバナンス、つまりITの活用による内部統制の確立が求められている。

2 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

内部統制を整備・運用する責任は経営者にあり、とくに財務報告に関わる内部統制については、前述のように、その有効性

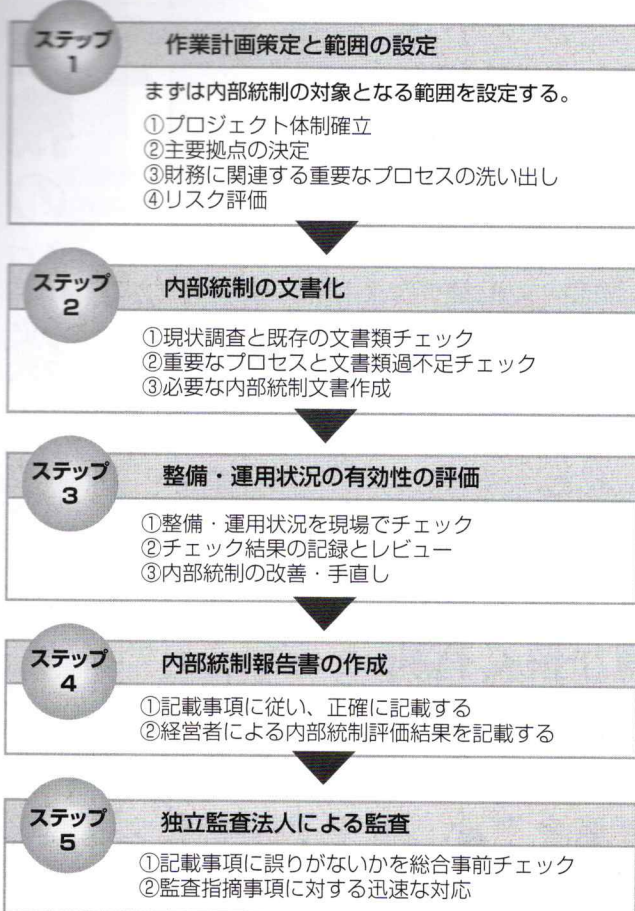
を自ら評価し、外部に公表することを義務づけている。

経営者が、内部統制の有効性を評価する方法は、まず財務報告全体に影響する連結ベースに立った全社的な内部統制の評価を行ない、その後、重要と思われる業務プロセスに関わる内部統制を評価することが基本となる。

また、財務報告に対する金銭的および質的影響の重要性を考慮して、「財務諸表の表示および開示」「企業活動を構成する業務」「財務諸表の基礎となる取引または事象」「主要な業務プロセス」などの事項に関して合理的な評価の範囲を決定し、その根拠を記録しておく必要がある。

内部統制の有効性の評価を行った際、財務報告に重要な影響を及ぼす事項が発見された場合は、速やかに対応し、是正する必要がある。そして、経営者は、財務諸表に関わる内部統制の有効性の評価手続きおよび評価結果、発見された是正事項とその処置結果などを記録し、定められた期間保管しておく必要

■米国版SOX法の導入ステップ



がある。

さらに、財務報告に関わる内部統制の有効性を判定した評価報告書を作成しなければならぬ、としている。報告書として記載すべき事項は、①整備および運用に関する事項、②評価範囲、評価時点および評価手続き、③評価結果、④付記事項、以上の四つである。

③財務報告に係る内部統制の監査

経営者が、内部統制の有効性を

を評価しただけでは、本当に有効であったかどうかは客観的に証明しにくい。そこで、経営者が評価した結果を第三者の立場の監査人が監査することにより、初めて真実の評価となる。監査人の評価は、経営者の作成した評価結果のみを対象として行なえばよく、米国で義務づけられている監査人による直接評価までは行なわなくてよい、としている。

また、監査証拠を共有し、効果的な監査が行なえるよう、内

部統制監査と財務諸表監査を一体として行なってもよい、としている。

監査に関する事項をまとめる

と、次のようになる。①トップダウン型のリスクアプローチの活用、②内部統制の不備の区分、③直接評価の不要、④内部統制監査と財務諸表監査の同時実施、⑤内部統制と財務諸表監査報告書の同時作成、⑥監査人と監査役の連携。

日本版SOX法の
 導入手順

日本版SOX法は、早ければ二〇〇八年三月決算期からの施行が予定されているが、それに向けて、どのような準備が必要なのだろうか。

内部統制を実現するには、自社でどのような点が欠けているかを洗い出し、その欠けているところを仕組みとして強化し、それらを全社員へ徹底することが必要である。つまり、どこにリスクが潜んでいるのかを特定し、そのリスクを軽減する管理策を立てて実行することで、十分この基準はクリアできるはずだ。

上記の図表は、米国版SOX法の導入ステップを示したものである。導入の際には、これを参考にして内部統制の仕組みを構築していただきたい。

そして、その際にはトップが「不祥事は絶対に起こさない」という強い意思表示のもとに、トップダウンで進めることが望まれるのである。

profile

はぎわら むつゆき 山梨大学工学部大学院修士課程修了。大手電機メーカー勤務を経て、一九九九年に独立。㈱ISO・マスターズ代表取締役。著書に「図解ISO22000のすべて」「図解よくわかる日本版SOX法」ほか多数。